

令和6年度 駅北自転車等駐車場用地活用業務
募集実施要項

1 趣旨

本市では、早期に土地取得時に想定していた用途としての活用が見込めない土地（以下、未利用地）について、行政利用開始するまでの間、地方自治法第238条の4第7項に基づく許可により、有効活用できる事業者を募集します。

2 業務の概要

(1) 業務名

駅北自転車等駐車場用地活用業務

(2) 使用物件

物件名称	所在地番	使用面積及び箇所	想定使用料（年額）
駅北自転車等駐車場用地	静岡市葵区紺屋町 16-5 外5筆	273.31 m ²	5,231,153 円

(3) 使用用途

平面利用（機器等を設置する場合は、使用許可取り消しの通知から1か月以内に原状回復できる事業形態）に限定する。なお、工作物を設置する場合は、事前に書面にて本市の承認を得ることとします。

(4) 使用期間

最大1年（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

ただし、選定された事業者は、運営等に問題がないと市が判断した場合、翌年度以降希望する事業の運営に係る申請を1年度単位でできるものとする。

※使用始期は駐車場供用開始時とするため静岡市と協議の上、決定する。

(5) 許可の方法

地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可。

(6) 目的外使用に係る使用料

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例のとおり。

※使用始期に応じて、日割り使用料（円未満切り捨て）を算出する。

(7) 支払い

1年度ごとに、静岡市の指定する日までに指定する納付書により一括納入すること。

(8) 遅延利息

事業者は、前項の納入期限までに使用料を納付できないときは、前項の納入期限の翌日から使用料納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づいた率を当該未払い使用料に対する割合で計算して得た額の遅延利息を本市に支払わなければならない。

(9) 使用物件内の整備等

事業実施のために利用する上で、次の内容を遵守すること。

(ア) 事業実施に必要な設備の整備及び必要な保守管理は事業者の負担で行うこととし、設備の整備に当たっては、安全面での配慮等を十分に行った内容とし、工事に係る一切の事項については、事業者の責任において行うこと。

(イ) 事業実施に必要な水道、電気、ガス等については、それぞれの供給者と直接契約すること。
なお、これらにかかる経費については、事業者の負担とする。

(10) 業務内容と管理体制

管理運営を行うに当たり、本募集要項のほか、法令等を遵守するとともに、次の事項を遵守すること。

(ア) 市の定める条例、規則等を遵守し業務を遂行すること。

(イ) 行政財産であることを常に念頭において運営を行うこと。

(ウ) 施設の有する機能性能を適正に維持すること。

(エ) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用しやすいようサービスの向上に努めること。

(オ) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

(カ) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

(キ) 近隣住民、近隣施設、その他関係事業者と良好な関係を維持すること。

(ク) 市と円滑に連絡調整をし、適正な管理運営を行うこと。

(ケ) 個人情報の保護を徹底すること。

(コ) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

(サ) 使用物件内の定期清掃、除草等を行い、駐車場の美化を維持すること。

(シ) 使用物件内に放置物等が発生した場合は、速やかに事業者により適切に対応すること。

(ス) 使用物件内の機器等に対する器物損壊等があれば、警察の捜査に協力すること。

(セ) これらにかかる費用の一切を事業者で負担すること。

3 応募参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(5) 過去5年の国税及び地方税について滞納がないこと。

(6) 希望する事業の運営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、次の全ての要件を満たす

こと。

- ① 希望する事業の経験を10年以上有する者であり、本市内に本店、支店又は営業所等を置くものであること。
- ② 過去3年において、地方公共団体で希望する事業の管理運営業務等の実績を有していること。

4 スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要項等の公開	令和7年1月29日（水）	
質問受付期限	令和7年1月29日（水）から 令和7年2月12日（水）正午まで	5 に記載のとおり。
公募参加申請書（提出書類一式を含む）の提出期間	令和7年2月26日（水）正午まで （必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市役所7階交通政策課（静岡市葵区追手町5番1号）
くじになった場合の 選定対象者への通知	令和7年2月27日（木）	対象者へ電話にて通知する。
事業者選定日	令和7年2月28日（金）	7 に記載のとおり。
目的外使用許可	令和7年4月1日（火）以降	静岡市と協議のうえ決定

※審査結果等についての問合せには回答しない。

※最終選定後、選定された事業者と速やかに目的外使用許可の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要項等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、静岡市都市局交通政策課宛て電子メールにて提出すること。

※題名を「公募質問事項」とすること。

※電話・FAX・口頭による質問は受け付けない。

※企画提案の審査に関する質問は受け付けない。

※質問回答内容は、本実施要項の追補とする。

(1) 受付期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）正午まで

(2) 回答方法

回答を作成し、令和7年2月19日（水）午後5時までにホームページに掲載する。

(3) 提出先

交通政策課 城守（市役所静岡庁舎新館7階）

E-mail : kotsu@city.shizuoka.lg.jp

6 応募申込手続き

応募者は、期日までに次の提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 提出書類

- ①～⑦紙媒体3部（正本1部、写しを2部）
- ①参加申込書【様式1】
- ②会社概要書【様式2】
- ③事業実績報告書【様式3】
- ④暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】
- ⑤履歴事項全部証明書（直近3カ月以内のもの）
- ⑥貸借対照表、損益計算書（直近1年分）
- ⑦納税証明書（直近のもの）
 - ・国税：未納の税額のないことの証明書（納税証明書「その3」又は「その3の3」）
 - ・市税：法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水）正午まで（必着）

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

提出場所：静岡市役所新館7階 交通政策課（静岡市葵区追手町5番1号）

7 事業者の選定

(1) 応募書類の審査

提出された6（1）（応募申込に必要な書類）の審査を行い、必要な要件を満たしている者を事業者の選定対象とする。

(2) 事業者の審査

応募が2者以上となった場合は、次の日程にて当該応募者立会いのもと、くじにより候補者を選定する。この場合、市は、対象となる事業者に電話で連絡する。

ア くじによる選定日時

令和7年2月28日（金） 13時30分から

イ 選定場所

静岡市葵区追手町5番1号（市役所静岡庁舎新館7階）交通政策課

ウ その他

- ・くじ引きによる選定を欠席した場合は、辞退とみなす。
- ・くじ引き参加者は応募者又は応募者より委任を受けたもの。（委任状が必要【様式6】）

8 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他、本実施要項に示された条件に適合しない場合。

9 使用許可申請の手続き

- (1) 今回の入札は、あくまで公正な使用者選定の選考基準とするため土地の利用者を選定するものです。最終の土地使用料の納入額については、使用許可候補者と交通政策課との協議において、確定します。
- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務手続きと使用料の納入等については交通政策課と協議するものとします。
- (3) 落札決定後に無効となった場合、また辞退等の場合は第2位のくじ引き参加者と協議等を行います。
- (4) 応募時の使用料が静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条及び第3条が改正された場合は、改正後の使用料に基づき計算します。
- (5) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。
- (6) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

10 事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 事業者が応募資格に不適合であることが判明した場合。
- (3) 事業者が本事業の仕様に不適合な使用許可申請を行った場合。

11 留意事項

- (1) 駐車場法(昭和32年法律第106号)その他の法令、条例、規則などの関係諸法規を遵守すること。
- (2) 事業者は、使用期間終了後(1年度ごと)に実績報告書を静岡市に提出すること。
- (3) 使用許可を受けた土地及び使用権を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (4) 事業者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに静岡市に報告すること。
- (5) 次に掲げる事項に該当するに至った場合は、使用許可を取り消す場合がある。
 - ア 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要としたいとき。
 - イ 使用許可に係る条件に違反する場合
 - ウ 運営事業者が、正当な理由なく静岡市との協議に応じない場合、並びに必要な指示等に従わない場合
 - エ その他、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合、又は著しく社会的信用を損なう行為があると認められるとき。
 - オ 上記により使用許可が取り消された場合、静岡市は事業者が生じた損害の賠償の責を負わないほか、事業者は静岡市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) 災害等により、緊急対策として静岡市が必用と認めるときは、使用物件を行政目的として使用することができるものとする。
- (7) その他、定めのない事項並びに疑義の生じる事項については、静岡市との協議の上決定するものとする。

12 原状回復

(1) 使用許可を取消し又は変更した時は、本市が指定した期日までに、又は使用許可期間が満了するが引き続きの使用をしない時は使用許可期間満了時前までに、事業者は使用物件を原状回復して本市に返還しなければなりません。ただし、事前に本市の承認を受けた場合はこの限りではありません。

ア 事業者が、市が指定した期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市がこれを行い、その費用を事業者に請求するものとする。

イ アの場合、事業者は何等の異議申立てができないものとする。

13 損害賠償

- (1) 事業者には本件業務にかかるリスクに対応する損害保険への加入を義務付けます。
- (2) 事業者は、その責に帰する理由により使用物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは当該滅失または毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合はこの限りではありません。
- (3) 前項に定める場合のほか、事業者は使用許可書並びに本要項の各条項に定める義務を履行しないことにより、使用物件及び市その他に損害を与えたとき、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

14 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は目的外使用許可申請書予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

15 問合せ

静岡市 都市局 交通政策課 自転車のまち推進係 担当：城守

住所 〒420 - 8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話番号 054 - 221 - 1570 E-mail kotsu@city.shizuoka.lg.jp